

2020年6月15日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
トーセイ・リート投資法人
代表者名 執行役員 北島 敬義
(コード番号：3451)

資産運用会社名
トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 要
問合せ先 REIT運用本部財務企画部長 宮石 啓司
(TEL. 03-3433-6320)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり、規約変更及び役員選任に関して、2020年7月22日開催予定の本投資法人の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人の収益変動リスクを抑制し、より安定的なポートフォリオを構築するために、本投資法人の投資対象からホテルを削除するものです（現行規約第12条第1項関係）。
- (2) 本投資法人においては、現行規約第41条において、投信法第93条に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。この点、昨年以降の少数投資主による投資主提案に係る議論を契機に、みなし賛成制度について、みなし賛成制度が適用されることにより必ずしも投資主全体による熟議を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があり、投資法人の運営が滞りなく行われている限り投資法人の運営全般について基本的・包括的な了承を与えるのが一般的という投資主像を踏まえて導入されているみなし賛成制度が、その本来の趣旨とは異なる結果をもたらす可能性があるとの問題意識を持つに至り、本投資法人におけるみなし賛成制度のあり方について検討を続けてまいりました。他投資法人における近時の状況も踏まえ、更に検討を行った結果、本投資法人としては、上記のようなみなし賛成制度の趣旨に鑑み、法令上、反対投資主に投資口買取請求権等による保護が与えられているかという観点も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人の支配構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能

性が高い議案のうち特に重要と考えられる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第 41 条第 3 項及び第 4 項関係）。

- (3) 会計監査報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該会計監査報酬を支払うこととするため、支払期日を「決算期終了後 3 か月以内」から「投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領を確認した月の翌月末まで」に変更するものです（現行規約第 31 条関係）。
- (4) 資産運用会社に対して支払う譲渡報酬について、その額が譲渡益の額を超えることがないようにするため、譲渡益相当額をもって上限とする旨の変更を行うものです（変更案別紙 1. (4) 関係）。
- (5) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記にするため、第 34 条を変更します。

※規約変更の詳細については、別紙「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

2. 役員選任について

執行役員北島敬義、監督役員菅谷貴子及び田島照久は、2020 年 7 月 31 日をもって任期満了となりますので、本投資主総会に、2020 年 8 月 1 日付で、新たに執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名及び補欠監督役員 1 名の選任に係る議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
北島 敬義（再任）
- (2) 監督役員候補者
菅谷 貴子（再任）

- 田島 照久（再任）
- (3) 補欠執行役員候補者
田中 聡（新任）
- (4) 補欠監督役員候補者
堀岡 咲子（新任）

※役員選任の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

3. 投資主総会等の日程

- | | |
|------------|-------------------|
| 2020年6月15日 | 本投資主総会提出議案の役員会承認 |
| 2020年7月7日 | 本投資主総会招集通知の発送（予定） |
| 2020年7月22日 | 本投資主総会開催（予定） |

以 上

<別紙>

第4回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人ホームページアドレス：<http://www.tosei-reit.co.jp>

(証券コード 3451)
2020年7月7日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
トーセイ・リート投資法人
執行役員 北島 敬義

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。つきましては、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2020年7月21日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第41条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席にならず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2020年7月22日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所：東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の「第4回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員2名選任の件
第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ウェブサイト (<http://www.tosei-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ④投資主総会終了後に開催を予定しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染防止にできる限り努めるため、中止することといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ~~~~~

## 新型コロナウイルス感染症対策について

本投資主総会開催における新型コロナウイルス感染防止のために以下の対応を行います。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- 本投資法人役員及び運営スタッフは、体調確認の上、原則としてマスクを着用します。
- ご出席の際には、会場設置のアルコール消毒液のご利用と、マスクを着用してのご来場などの感染予防対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 受付にて、体温測定を実施させていただくこともございます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には座席指定のうえ、マスク着用をお願いをするとともに、状況によっては投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新する場合がございますので、適宜本投資法人ウェブサイト (<http://www.tosei-reit.co.jp/>) にてご確認くださいようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考資料

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の収益変動リスクを抑制し、より安定的なポートフォリオを構築するために、本投資法人の投資対象からホテルを削除するものです（現行規約第12条第1項関係）。
- (2) 本投資法人においては、現行規約第41条において、投信法第93条に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。この点、昨年以降の少数投資主による投資主提案に係る議論を契機に、みなし賛成制度について、みなし賛成制度が適用されることにより必ずしも投資主全体による熟議を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があり、投資法人の運営が滞りなく行われている限り投資法人の運営全般について基本的・包括的な了承を与えるのが一般的という投資主像を踏まえて導入されているみなし賛成制度が、その本来の趣旨とは異なる結果をもたらす可能性があるとの問題意識を持つに至り、本投資法人におけるみなし賛成制度のあり方について検討を続けてまいりました。他投資法人における近時の状況も踏まえ、更に検討を行った結果、本投資法人としては、上記のようなみなし賛成制度の趣旨に鑑み、法令上、反対投資主に投資口買取請求権等による保護が与えられているかという観点も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人の支配構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案のうち特に重要と考えられる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第41条第3項及び第4項関係）。

- (3) 会計監査報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該会計監査報酬を支払うこととするため、支払期日を「決算期終了後3か月以内」から「投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領を確認した月の翌月末まで」に変更するものです（現行規約第31条関係）。
- (4) 資産運用会社に対して支払う譲渡報酬について、その額が譲渡益の額を超えることがないようにするため、譲渡益相当額をもって上限とする旨の変更を行うものです（変更案別紙1. (4) 関係）。
- (5) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記にするため、現行規約第34条を変更します。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第12条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、主としてオフィス、商業施設、住宅、ホテル（和式又は洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。）及び物流施設（これらの複合用途を含む。）とする。</p> <p>2. ～3. （省略）</p> <p>第31条（会計監査人に対する報酬）</p> <p>会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期毎に2,000万円を上限として役員会が定める金額を、<u>当該決算期終了後3か月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払うものとする。</u></p> <p>第34条（投資主総会の招集）</p> <p>投資主総会は、平成28年7月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの7月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> | <p>第12条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、主としてオフィス、商業施設、住宅及び物流施設（これらの複合用途を含む。）とする。</p> <p>2. ～3. （現行どおり）</p> <p>第31条（会計監査人に対する報酬）</p> <p>会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期毎に2,000万円を上限として役員会が定める金額を、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領を確認した月の翌月末までに会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払うものとする。</u></p> <p>第34条（投資主総会の招集）</p> <p>投資主総会は、2016年7月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの7月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> |



| 現 行 規 約                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第41条（みなし賛成）<br/> 1. ～2.           （省略）<br/>                           （新設）</p> | <p>第41条（みなし賛成）<br/> 1. ～2.           （現行どおり）<br/> 3. <u>前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u><br/> (2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u><br/> (3) <u>解散</u><br/> (4) <u>投資口の併合</u><br/> (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p> |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬<br/>(省略)</p> <p>1. 資産運用報酬の計算方法</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p>1. 00% (ただし、資産運用会社の定める利害関係人取引規程に定義される利害関係人に譲渡した場合は、0.50%) を上限とし本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬率により、以下の算式によって算出される額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(注5) 「譲渡価格」とは、本投資法人が運用資産である不動産等を譲渡した場合の当該不動産等の譲渡価格 (ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。) をいう。</p> | <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬<br/>(現行どおり)</p> <p>1. 資産運用報酬の計算方法</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p>1. 00% (ただし、資産運用会社の定める利害関係人取引規程に定義される利害関係人に譲渡した場合は、0.50%) を上限とし本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬率により、以下の算式によって算出される額とする。<u>ただし、譲渡報酬額が譲渡益 (注5) の額を超える場合は、当該譲渡益相当額をもって譲渡報酬とする。また、譲渡益が生じない場合は、譲渡報酬は発生しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(注5) 「譲渡価格」とは、本投資法人が運用資産である不動産等を譲渡した場合の当該不動産等の譲渡価格 (ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。) をいう。また、「譲渡益」とは、<u>本投資法人が運用資産である不動産等を譲渡した場合の当該不動産等の譲渡価格が、(i) 譲渡に伴う費用及び(ii) 当該不動産等の譲渡時における帳簿価額の合計額を超える場合における、当該譲渡価格と当該合計額との差額をいう。</u></p> |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員北島敬義は、2020年7月31日をもって任期満了となりますので、2020年8月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、規約第45条第1項本文の規定に基づき、2020年8月1日より2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2020年6月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴及び重要な兼職の状況、<br>並びに本投資法人における地位及び担当 |                                                 |
|----------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------|
| きた じま たか よし<br>北 島 敬 義<br>(1962年5月13日) | 1985年4月                             | 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行                      |
|                                        | 2002年6月                             | UFJつばさ証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 不動産投資銀行部長 |
|                                        | 2010年5月                             | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 法人統括部 副部長                 |
|                                        | 2013年6月                             | 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 監査部業務監査室 上席調査役     |
|                                        | 2015年1月                             | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 REIT運用本部副本部長              |
|                                        | 2016年2月                             | 同社 取締役REIT運用本部長                                 |
|                                        | 2018年8月                             | 本投資法人執行役員(現任)                                   |
|                                        | 2018年12月                            | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 取締役REIT運用本部長兼投資運用部長       |
|                                        | 2020年2月                             | 同社 取締役REIT運用本部長(現任)                             |

- ・上記執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を14口(1口未満切り捨て)保有しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社の取締役REIT運用本部長であります。
- ・以上の他に上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2020年6月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴及び重要な兼職の状況、<br>並びに本投資法人における地位及び担当 |                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| たなか さとし<br>田中 聡<br>(1971年1月15日) | 1997年4月                             | 株式会社フォリット 入社                                  |
|                                 | 2003年1月                             | 株式会社ひらまつ 入社                                   |
|                                 | 2006年5月                             | 東誠不動産株式会社(現 トーセイ株式会社) 入社<br>財務経理部 アシスタントマネジャー |
|                                 | 2017年12月                            | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 出向<br>経営管理部マネジャー        |
|                                 | 2019年12月                            | 同社 経営管理部長(現任)                                 |

- ・上記補欠執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を3口(1口未満切り捨て)保有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社の経営管理部長であります。
- ・以上の他に上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員菅谷貴子及び田島照久は、2020年7月31日をもって任期満了となりますので、2020年8月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、規約第45条第1項本文の規定に基づき、2020年8月1日より2年間となります。なお、投信法及び規約第43条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職の状況、及び本投資法人における地位 |                                 |
|-------|-----------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 1     | 菅谷 貴子<br>(1972年9月20日) | 2002年10月                  | 山田秀雄法律事務所（現 山田・尾崎法律事務所）加入（現任）   |
|       |                       | 2007年6月                   | 株式会社フェイス 社外監査役（現任）              |
|       |                       | 2010年4月                   | 学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授（現任） |
|       |                       | 2014年9月                   | 本投資法人 監督役員（現任）                  |
|       |                       | 2019年3月                   | ライオン株式会社 社外取締役（現任）              |
|       |                       | 2020年6月                   | 極東証券株式会社 社外取締役（就任予定）            |
| 2     | 田島 照久<br>(1971年8月4日)  | 1995年10月                  | 中央監査法人 入社                       |
|       |                       | 2010年2月                   | 田島公認会計士事務所 代表（現任）               |
|       |                       | 2014年9月                   | 本投資法人 監督役員（現任）                  |
|       |                       |                           | オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役（現任）     |
|       |                       | 2015年12月                  | 株式会社田島会計事務所 代表取締役（現任）           |
|       |                       | 2016年12月                  | 株式会社旺文社 社外監査役（現任）               |
|       |                       | 2019年1月                   | 富士通コンポーネント株式会社 社外取締役（監査委員）（現任）  |

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、重要な兼職の状況、及び本投資法人における地位 |                                     |
|----------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| ほり おか さき こ<br>堀 岡 咲 子<br>(1985年10月13日) | 2012年12月                  | 樋口法律事務所 入所                          |
|                                        | 2015年12月                  | 第一中央法律事務所 入所 (現任)                   |
|                                        | 2017年2月                   | 文部科学省 再就職等問題調査班調査班員                 |
|                                        | 2017年8月                   | 文部科学省 再就職コンプライアンスチームアドバイザーメンバー (現任) |
|                                        | 2018年4月                   | 第二東京弁護士会 広報室 嘱託 (現任)                |
|                                        | 2019年4月                   | 文部科学省 コンプライアンスチーム支援メンバー (現任)        |
|                                        | 2020年1月                   | コーヨー通商株式会社 監査役 (現任)                 |

- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

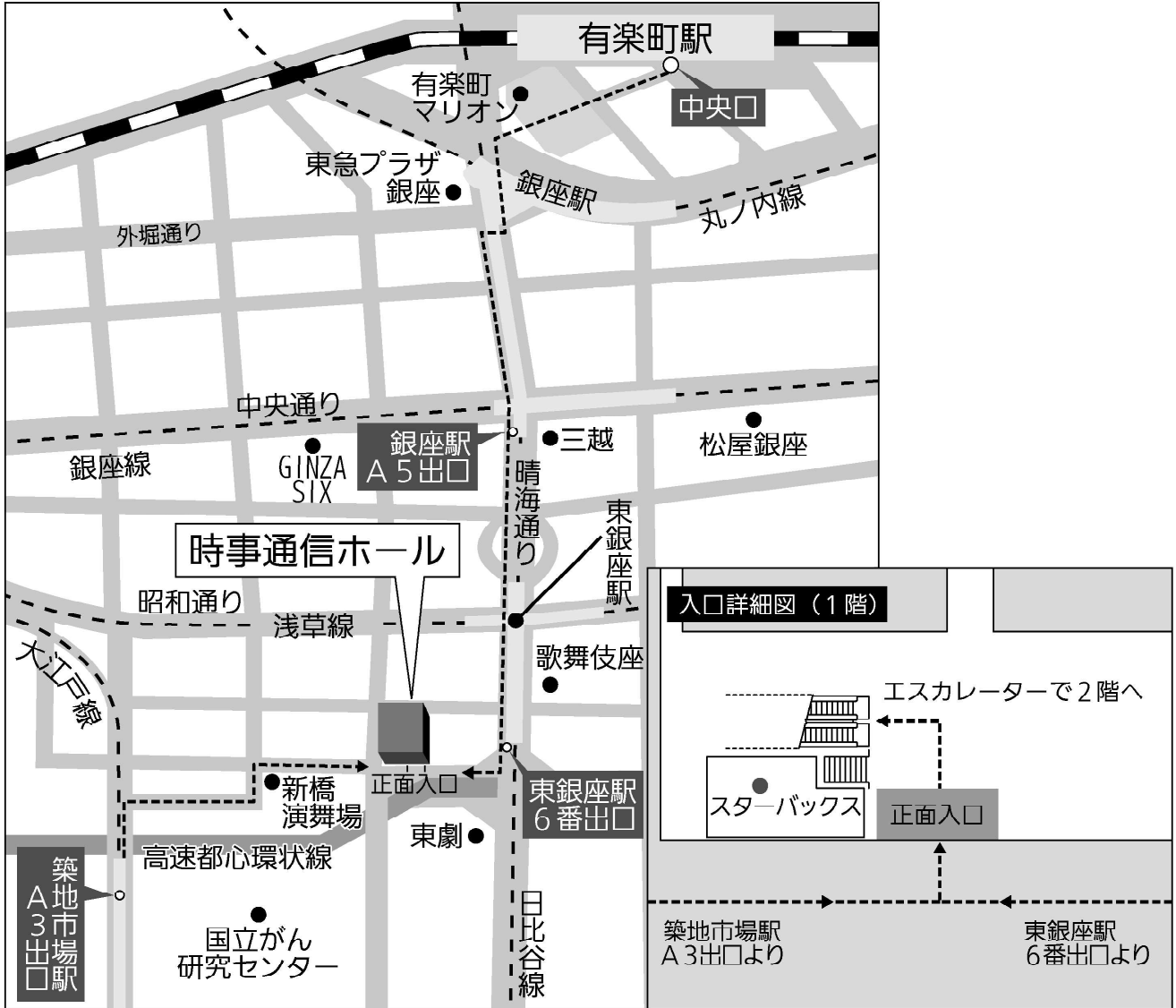
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第41条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 第4回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階） 電話 03-3546-6606



### ■交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅6番出口から徒歩1分  
都営地下鉄大江戸線 築地市場駅A3出口から徒歩4分  
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 銀座駅A5出口から徒歩7分  
JR山手線・京浜東北線 有楽町駅中央口から徒歩12分

### ■お知らせ

- ・誠に申し訳ございませんが、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。